

1. 改正概要

厚生労働科学研究において公衆浴場及び旅館業における衛生管理等の最新の知見等が得られたことを踏まえ、レジオネラ症防止対策の観点から所要の改正をしました。（令和2年4月1日施行）

2. 改正点

※「旅館業」「公衆浴場」は同様の基準です。

(1) 浴槽水の水質基準

区分	検査方法	基準
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令第六条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)



区分	検査方法	基準
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令第六条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)

(2) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯の水質基準

区分	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下
pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下
大腸菌群	乳糖ブイオンープリリアントグリーン乳糖胆汁ブイオン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)



区分	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下
pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10cfu未満)

(3) 浴槽水の残留塩素濃度の改正及びモノクロラミン消毒に関する基準の追加

区分	基準
残留塩素濃度	1リットル中0.2~0.4ミリグラム程度まで
モノクロラミン消毒	1リットル中3ミリグラム程度



区分	基準
残留塩素濃度	1リットル中0.4ミリグラム程度
モノクロラミン消毒	1リットル中3ミリグラム程度